

### 第3章 中国、台湾等における模倣品及び産地偽装の現状調査

#### 第1節 我が国農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査

農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査により、模倣品被害及び産地偽装の状況の量的な把握を行った。

##### 1. 調査方法

我が国で農林水産物の輸出を行っていると思われる団体を抽出し、電話によるヒアリング調査を実施し、海外における商品の模倣または産地偽装被害の有無を確認し、被害を受けたことのある団体に対し、追加アンケートを実施した。

##### 2. 調査期間

平成20年9月16日（火）から平成20年9月30日（火）

##### 3. 調査対象

平成20年6月に農林水産省がまとめた「農林水産物の輸出取組事例」で掲載されている76例の事業者・生産者と平成20年9月時点で地域団体商標の登録を受けている農林水産・食品分野の権利者183団体の合計259団体

##### 4. 回答数、回答率

本調査の回答数、回答率を表3-1-1に示す。

「農林水産物の輸出取組事例」で掲載されている76例の事業者・生産者のうち、有効回答数74、回答率97.4%。地域団体商標登録の183団体のうち有効回答数163、回答率89.1%であった。

表3-1-1 回答数、回答率

|            | 抽出数 | 有効回答数 | 回答率   |
|------------|-----|-------|-------|
| 輸出取組団体     | 76  | 74    | 97.4% |
| 地域団体商標登録団体 | 183 | 163   | 89.1% |
| 合計         | 259 | 237   | 91.5% |

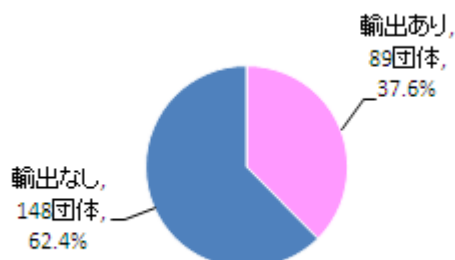
### 5. アンケート結果：輸出団体割合

調査対象団体における輸出実績の割合を表3-1-2と図3-1-2に示す。地域団体商標の登録団体では、輸出をしているところが少ないことが分かった。

表 3-1-2 輸出実績の割合

|            | 輸出あり | 輸出なし |
|------------|------|------|
| 輸出取組団体     | 66   | 8    |
| 地域団体商標登録団体 | 23   | 140  |
| 合計         | 89   | 148  |

図 3-1-2 輸出実績の割合



### 6. アンケート結果：輸出相手国・地域と輸出品目

調査対象団体における輸出相手国・地域と輸出品目の関係を表3-1-3と図3-1-3 A、図3-1-3 Bに示す。輸出品目別には、農産物の輸出が69.8%を占め、次いで加工品の11.5%、水産物の10.8%である。一方、輸出相手国・地域では、台湾と香港が20.1%と最も多く、次いで中国の14.4%、米国の10.8%であった。

表3-1-3 調査対象団体における輸出相手国・地域と輸出品目の関係

|        | 農産物   | 水産物   | 林産物  | 加工品   | 合計  | 割合    |
|--------|-------|-------|------|-------|-----|-------|
| 中国     | 8     | 5     | 4    | 3     | 20  | 14.4% |
| 台湾     | 24    | 2     |      | 2     | 28  | 20.1% |
| 香港     | 21    | 4     |      | 3     | 28  | 20.1% |
| カナダ    | 10    |       |      |       | 10  | 7.2%  |
| 韓国     | 2     | 2     | 1    | 3     | 8   | 5.8%  |
| シンガポール | 6     |       |      | 2     | 8   | 5.8%  |
| 米国     | 12    | 2     |      | 1     | 15  | 10.8% |
| タイ     | 5     |       |      | 1     | 6   | 4.3%  |
| ヨーロッパ  | 2     |       | 6    |       | 8   | 5.8%  |
| その他    | 7     |       |      | 1     | 8   | 5.8%  |
| 合計     | 97    | 15    | 11   | 16    | 139 |       |
| 割合     | 69.8% | 10.8% | 7.9% | 11.5% |     |       |

図3-1-3A 農林水産物等の輸出内訳

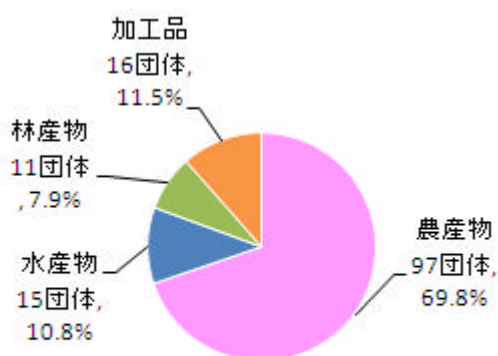
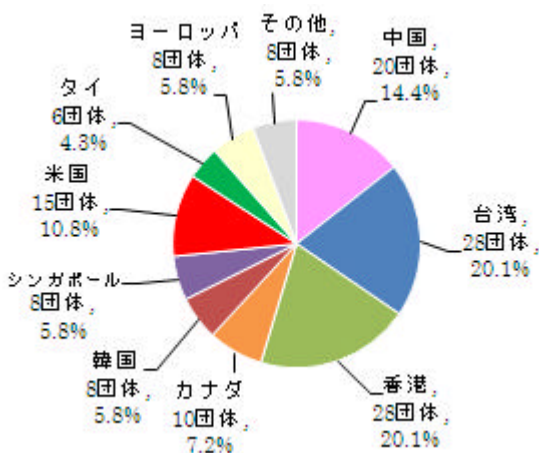


図3-1-3B 輸出相手国・地域



## 7. アンケート結果：被害実態割合

調査対象団体の被害実態割合を表3-1-4と図3-1-4に示す。

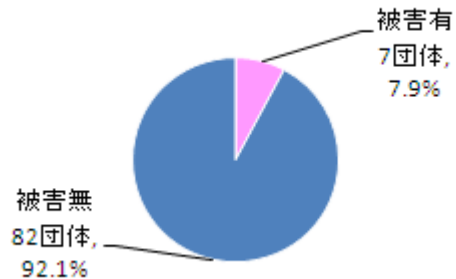
輸出有りの89団体中、海外で模倣または産地偽装被害を受けた団体は7団体であった

表3-1-4 被害実態割合

|            | 被害有 | 被害無 |
|------------|-----|-----|
| 輸出取組団体     | 6   | 60  |
| 地域団体商標登録団体 | 1   | 22  |
| 合計         | 7   | 82  |

注：輸出有り団体中

図3-1-4 被害実態割合



## 8. アンケート結果：実施対策

対策実施割合、具体的な実施対策を表3-1-5Aと表3-1-5B、図3-1-5Aと図3-1-5Bに示す。

模倣品、産地偽装対策を行っている団体は273団体中52団体であった。特に輸出取組団体では55%の団体が何らかの対策を講じていることが分かった。具体的な対策としては知的財産権の取得が19団体と最も多く、次いでロゴシールを貼っている団体が10団体と2番目に多い。

表3-1-5A 対策実施割合

|           | 輸出取組団体 | 地域団体商標登録団体 | 合計  |
|-----------|--------|------------|-----|
| 対策をしている   | 41     | 11         | 52  |
| 特に対策していない | 33     | 152        | 185 |

表3-1-5B 具体的な実施対策（検討中も含む）

|             | 輸出取組団体 | 地域団体商標登録団体 | 合計 |
|-------------|--------|------------|----|
| 知的財産権の取得    | 15     | 4          | 19 |
| 市場調査（外部、内部） | 4      |            | 4  |
| 現地取締まり強化    | 4      |            | 4  |
| 信頼できる業者を選ぶ  | 3      | 1          | 4  |
| 対策検討中       | 1      | 1          | 2  |
| 専用の箱で輸出する   | 3      | 1          | 4  |
| ロゴシールを貼る    | 8      | 2          | 10 |
| その他         | 2      | 2          | 4  |
| 合計          | 40     | 11         | 51 |

図3-1-5A 産地偽装対策実施割合

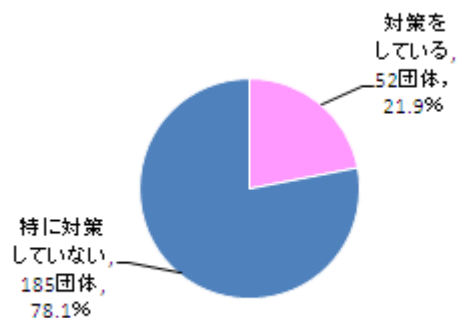
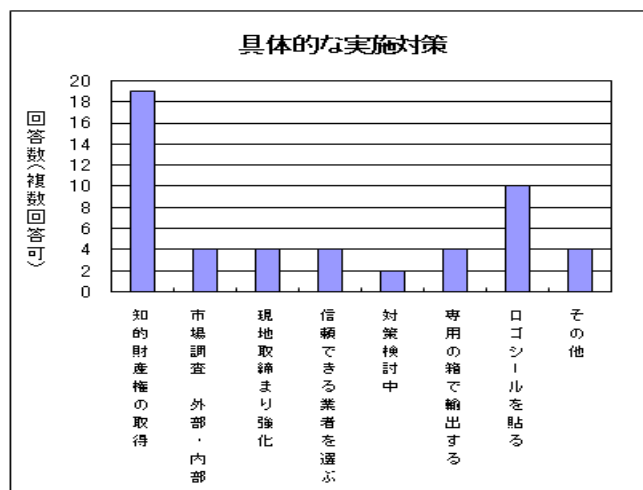


図3-1-5B 産地偽装実施対策内容（検討内容含む）



## 9. 対策内容・検討内容

調査団体の輸出状況と被害対策内容及び検討内容を以下に示す。

| 都道府県団体名 | 輸出品 輸出予定品                        | 輸出国 輸出地域         | 対策内容 検討内容 要望            |   |
|---------|----------------------------------|------------------|-------------------------|---|
| 全国      | JA全農ミートフーズ(株)                    | 和牛肉              | 北米、香港、カナダ               | 商品(和牛)についての知識普及   |
|         | 全国農業協同組合中央会<br>(全国果実輸出振興対策協議会)   | 果実、果実加工品         | 世界各国                    | 農水省が今年度から実施している「日本産果実マーク」を商品に添付している。                                    |
|         | 全国農業協同組合連合会                      | 野菜、果物            | 中国、台湾、香港、シンガポール         | 知的財産権の早期取得  |
|         | (株)フラワー オークション ジャパン<br>(FA輸出協議会) | りんどう             | 香港                      | 日本産のタグを商品につけることを検討している  |
| 北海道     | 帯広市川西農業協同組合                      | 長芋               | 台湾、アメリカ                 | 輸出専用箱使用   |
|         | ひやま漁業協同組合                        | スケソウダラ           | 韓国                      | 韓国との間にバイヤーをいれている。バイヤーにまかせている。   |
|         | (株)ホクレン通商                        | かぼちゃ             | 韓国                      | ダンボールにホクレンマークをつける<br>中国、台湾には商標をとっていません。                                 |
|         | JA帯広かわにし                         | 長芋               | 台湾、アメリカ                 | 専用出箱使用  |
|         | 北海道漁業協同組合連合会                     | 昆布、冷凍ほたて貝柱、干し貝柱  | 台湾、香港、中国                | 知的財産権の早期取得(ブランド保護を目的としている)  |
| 青森県     | 青森県農林水産物輸出促進協議会                  | 青森県産りんご、青森県産しめさば | 中国広州市、中国新疆ウイグル自治区、中国上海市 | 知的財産権の早期取得・定期的な調査を外部機関に依頼   |
|         | つがる弘前農業協同組合                      | りんご              | 台湾、香港                   | 具体案なし<br>ダンボール、シールも輸出先で作ろうとおもえば作れる。<br>そこまで把握できない                       |
| 岩手県     | (株)川秀                            | 乾鮑、干しなまこ         | 中国                      | 知的財産権の早期取得・自団体または現地出先機関による市場調査  |
|         | 岩手江刺農業協同組合                       | りんご              | マレーシア                   | 商標権を取得  |
| 秋田県     | 横手市役所(横手市観光協会)                   | ぶどうジュース          | 香港                      | 特に対策を考えてはいないが、海外でのプロモーション時に店頭商品に注意を払っている                                |
|         | 八幡平市花き研究開発センター<br>(八幡平市花き振興協議会)  | りんどう             | オランダ                    | 知的財産権の早期取得・自団体又は現地出先機関による市場調査<br>DNA鑑定事業等の対策                            |
| 山形県     | 全国農業協同組合連合会山形県本部                 | 牛、デラウェア(ぶどう)     | 台湾、香港                   | 自団体又は現地出先機関による市場調査、市場調査を外部機関に依頼   |
| 福島県     | (株)福福フードサービス                     | 生麺               | 上海、香港、台湾                | 知的財産権の早期取得・自団体または現地出先機関による市場調査  |
|         | 会津喜多方物産協会                        | 米、味噌、物産(ラーメン)    | 上海、台湾                   | 上海 福島事務所が取り組み。台湾はバイヤーを通して対応。  |
|         | JA伊達みらい                          | 桃                | 台湾                      | 検討中(具体的対策案はなし)  |
| 栃木県     | (社)とちぎ農産物マーケティング協会               | 牛肉、米、梨、イチゴ       | 韓国、タイ、シンガポール、ドバイ        | 商標をとっている  |
| 群馬県     | JAあがつま                           | 高原野菜(白菜、レタス等)    | 香港                      | 現地でシール貼付(輸出業者を通じてシールを貼付している)  |
| 千葉県     | (株)生産者連合デコボン                     | 野菜詰め合わせ          | シンガポール、香港、バンコク          | お客様に個別梱包輸送している。生産者名も記入  |
| 新潟県     | 錦鯉養殖業者                           | お米               | 中国、台湾、香港                | ロゴマークの商標登録<br>(食品・流通課を通じて水産課にて事例を作成してもらった。)                             |
| 長野県     | 下伊那園芸協同組合<br>(株)信州下伊那くたもの直販      | 干し柿(市田柿)         | 台湾                      | 知的財産権の早期取得(ブランド保護を目的としている)<br>(年間対策予算:100万円以内、<br>相手国・地域行政への働きかけを望んでいる) |

| 都道府県 | 団体名              | 輸出品・輸出予定品  | 輸出国・輸出地域                         | 対策内容・検討内容・要望   |
|------|------------------|--|----------------------------------|--|
| 静岡県  | 静岡県経済農業協同組合連合会   | みかん、お茶   | カナダ、米                            | 産地名をつけ、日園連を通して輸出している。                                      |
|      | JA静岡経済連          | お茶   | アメリカ                             | お茶に関しては中国に異議申し立てをする。<br>(県の産業部が担当)                         |
|      | 三ヶ日町農業協同組合       | みかん  | カナダ                              | カナダに関しては対策なしだが、中国、東南アジアに輸出する場合検討する。<br>三ヶ日みかんのロゴマーク等       |
| 三重県  | 三重県茶商工業協同組合      | 輸出していない  | -                                | 要望 特に対策は考えていないが、松坂肉など中国での模倣被害を受けて心配はしている。<br>ぜひ対策強化をお願いしたい |
| 京都府  | 京都府味噌工業協同組合      | 京都産の味噌   | 韓国                               | 以前、韓国で包装による模造商品が出回ったが、当方からの抗議を数回繰り返した後なくなった。               |
| 兵庫県  | エム・シーシー食品(株)     | レトルトカレー、スパゲティソース                                     | 香港、ジャカルタ 上海、シンガポール、台湾、韓国         | PL保険   |
| 鳥取県  | AONUMICAL        | 梨酢、梨酢ドリンク  | 台湾、韓国                            | 韓国は商標登録を思案中  |
| 山口県  | JA全農とっとり         | 二十世紀梨  | 台湾                               | 鳥取県産果実シールを封入   |
|      | 山口県うご協同組合        | うごの瓶詰め   | アメリカ                             | 輸出業者ハセップの認定をうけて輸出している                                      |
| 徳島県  | 徳島市漁業協同組合        | タチウオ ヤキイカ  | は韓国、香港 は中国                       | 商社を入れて任せている。   |
|      | (株)河野メリクロン販売     | ラン   | 中国                               | 品種登録、国際登録  |
| 香川県  | 香川県農業協同組合 三木集荷場  | イチゴ  | 台湾、東南アジア                         | 知的財産権の早期取得・自団体または現地出先機関による市場調査                             |
| 高知県  | 高知市農業協同組合        | 花  | 上海                               | 具体案なし  |
| 九州全域 | 九州沖縄農業経済推進機構     | 九州農産物  | シンガポール                           | 九州産のブランドシールをはる   |
| 福岡県  | 福岡県地域食品輸出振興協議会   | イチゴ みかん 梨 ぶどう<br>桃、柿、梨<br>お茶 お茶、イチゴ いちじく、<br>ぶどう、梨、柿 | 香港 台湾 中国 シンガポール<br>ドイツ、フランス 米 タイ | マルフクマークを書く 商標登録  |
| 佐賀県  | 伊万里市農業協同組合       | 日本梨  | 中国、台湾                            | 中国で商標をとる予定   |
|      | 佐賀県農林水産物等輸出促進協議会 | ハウスみかん 佐賀牛   | 台湾 香港                            | 中国、台湾で佐賀が登録されている件を思案中。                                     |
| 熊本県  | JAたまな            | みかん イチゴ 梨  | 台湾 香港、タイ 梨                       | 特に対策は考えていない。産地シールをみたりするので信用するのみ                            |
| 大分県  | ブランドおおい輸出促進協議会   | 梨  | 台湾                               | 知的財産権の早期取得 現地行政府に取組み強化を依頼                                  |
| 宮崎県  | 宮崎県経済農業協同組合連合会   | 農畜産物   | 香港、シンガポール、タイ                     | 商標登録検討中  |
| 沖縄県  | 沖縄県漁業協同組合連合会 等   | 沖縄モズク  | 中国                               | 商標登録の話がでている。検討中  |

## 10. アンケート結果：被害の実態

調査対象団体の模倣品または産地偽装の被害実態を表3-1-6に示す。

調査対象団体で模倣品または産地偽装の被害を受けた団体は7団体であった。その内5団体から詳細な報告があった。被害地域は、台湾4団体、香港2団体、中国1団体、米国1団体、カナダ1団体と、やはり輸出相手国・地域として多い国・地域であった。また、被害の実態としてはデザイン模倣が4団体、商標権侵害が2団体、産地偽装が2団体であった。被害発覚後は、いずれも、知的財産権の取得など、対策を講じている（検討中を含む）。但し、年間対策費として予算を計上している団体は1団体のみであり、その1団体の年間予算も50万円以下と、一般的な外部市場調査費用の1回分にも満たないものであった。

表 3-1-6 被害の実態

| 回答数          | 5   |                    |                   |
|--------------|-----|--------------------|-------------------|
| 被害国 (複数回答)   | 台湾  | 4                  | 桃、昆布、ホタテ貝柱、梨 (2件) |
|              | 香港  | 2                  | 干し貝柱、茶            |
|              | 中国  | 1                  | 干し貝柱              |
|              | 米国  | 1                  | 茶                 |
|              | カナダ | 1                  | 茶                 |
| 発覚経緯 (複数回答)  | 4   | 現地からの報告            |                   |
|              | 2   | 市場調査 (調査費用 :100万円) |                   |
| 被害の実態 (複数回答) | 4   | デザイン模倣             |                   |
|              | 2   | 商標権侵害              |                   |
|              | 2   | 産地偽装               |                   |
| 偽装品の価格       | 3   | 安価                 |                   |
| 偽装品の品質       | 2   | 劣る                 |                   |
| 偽装品発見後の対策    | 0   | 現地行政機関への摘発         |                   |
|              | 2   | 知的財産権の取得           |                   |
|              | 1   | ブランドシールの導入         |                   |
|              | 1   | 現地行政府に取締り強化を依頼     |                   |
|              | 1   | 検討中                |                   |
| 年間対策費        | 3   | 特に無い               |                   |
|              | 1   | 50万円以内             |                   |
| 対策の目的        | 4   | ブランド保護             |                   |

1 1 . 被害の具体例

調査対象団体の模倣品または産地偽装の被害実態例を以下に示す。

|        | 団体名          | 模倣・産地偽装対象品                    | 被害発生国           |
|--------|--------------|-------------------------------|-----------------|
|        | 全国農業協同組合連合会  | 野菜、果物                         | 中国、台湾、香港、シンガポール |
| Q1 .   | 被害実態         | 産地偽装                          |                 |
| Q2 .   | 発覚経緯         | 現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告          |                 |
| Q3-1 . | 真性品との価格差     | 無記入                           |                 |
| Q3-2 . | 真性品との品質差     | 無記入                           |                 |
| Q3-3 . | 真性品とのその他違い   | 無記入                           |                 |
| Q4 .   | 被害発生理由への心当たり | 特になし                          |                 |
| Q5-1 . | 被害発生後の市場調査   | 実施していない                       |                 |
| Q5-2 . | 市場調査費用       | -                             |                 |
| Q5-3 . | 被害総額概算       | -                             |                 |
| Q6 .   | 偽装者の素性調査     | 実施していない                       |                 |
| Q7 .   | 偽装者の行政機関への摘発 | 摘発していない                       |                 |
| Q8 .   | 偽装発見後の対策     | 知的財産権の早期取得                    |                 |
|        | 対策の目的        | 1 ブランド保護 2 食の安全面での消費者保護 3 売上増 |                 |
| Q9 .   | 模倣対策の年間予算    | 特になし                          |                 |
| Q10 .  | 公的機関に望むもの    | 相手国・地域行政への働きかけ                |                 |

|        | 団体名          | 模倣・産地偽装対象品   | 被害発生国    |
|--------|--------------|--|----------|
|        | 北海道漁業協同組合連合会 | 昆布、冷凍ほたて貝柱、干し貝柱  | 台湾、香港、中国 |
| Q1 .   | 被害実態         | 商標権侵害<br>産地偽装<br>デザイン模倣                                    |          |
| Q2 .   | 発覚経緯         | 現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告<br>日本からの調査団によって発見                     |          |
| Q3-1 . | 真性品との価格差     | あり   |          |
| Q3-2 . | 真性品との品質差     | あり   |          |
| Q3-3 . | 真性品とのその他違い   | 無記入  |          |
| Q4 .   | 被害発生理由への心当たり | あり(価格差及び「北海道」というブランド)                                      |          |
| Q5-1 . | 被害発生後の市場調査   | 自団体で実施   |          |
| Q5-2 . | 市場調査費用       | 旅費程度   |          |
| Q5-3 . | 被害総額概算       | 不明   |          |
| Q6 .   | 偽装者の素性調査     | 実施した   |          |
| Q7 .   | 偽装者の行政機関への摘発 | 摘発していない  |          |
| Q8 .   | 偽装発見後の対策     | 知的財産権の早期取得   |          |
|        | 対策の目的        | ブランド保護   |          |
| Q9 .   | 模倣対策の年間予算    | 特になし   |          |
| Q10 .  | 公的機関に望むもの    | 相手国・地域行政への働きかけ<br>自国での知的財産に関する啓発活動<br>相手国・地域での知的財産に関する啓発活動 |          |

|        | 団体名            | 模倣・産地偽装対象品  | 被害発生国                          |
|--------|----------------|---|--------------------------------|
|        | 青森県農林水産輸出促進協議会 | 青森県産りんご、青森県産しめさば  | 中国広州市、<br>中国新疆ウイグル自治区<br>中国上海市 |
| Q1 .   | 被害実態           | 商標権侵害<br>産地偽装<br>デザイン模倣   |                                |
| Q2 .   | 発覚経緯           | 現地のスタッフ、関連団体・企業からの報告<br>日本からの調査団によって発見<br>調査会社からの報告                   |                                |
| Q3-1 . | 真性品との価格差       | あり(真性品より安価)   |                                |
| Q3-2 . | 真性品との品質差       | あり(色、形状ともに劣る)   |                                |
| Q3-3 . | 真性品とのその他違い     | あり(実際の品種と表示が異なる)  |                                |
| Q4 .   | 被害発生理由への心当たり   | あり(青森県産のブランドが現地の消費者にも高く認められた)   |                                |
| Q5-1 . | 被害発生後の市場調査     | 実施していない   |                                |
| Q5-2 . | 市場調査費用         | -   |                                |
| Q5-3 . | 被害総額概算         | -   |                                |
| Q6 .   | 偽装者の素性調査       | 実施していない   |                                |
| Q7 .   | 偽装者の行政機関への摘発   | 摘発したが、取締まりは実施されなかった   |                                |
| Q8 .   | 偽装発見後の対策       | 知的財産権の早期取得<br>定期的な調査を外部機関に依頼  |                                |
|        | 対策の目的          | 1 ブランド保護 2 食の安全面での消費者保護 3 売上増   |                                |
| Q9 .   | 模倣対策の年間予算      | 特になし  |                                |
| Q10 .  | 公的機関に望むもの      | 相手国・地域行政への働きかけ<br>自国での知的財産に関する啓発活動<br>現状調査の実施、監視体制のシステムづくり<br>対策予算の補助 |                                |

|        | 団体名          | 模倣・産地偽装対象品           | 被害発生国 |
|--------|--------------|----------------------|-------|
|        | 伊達みらい農業協同組合  | 桃                    | 台湾    |
| Q1 .   | 被害実態         | 登録ごん包施設表示の偽装         |       |
| Q2 .   | 発覚経緯         | ウツサ                  |       |
| Q3-1 . | 真性品との価格差     | 無記入                  |       |
| Q3-2 . | 真性品との品質差     | 無記入                  |       |
| Q3-3 . | 真性品とのその他違い   | 無記入                  |       |
| Q4 .   | 被害発生理由への心当たり | あり(本県の「ごん包施設登録の偽装表示) |       |
| Q5-1 . | 被害発生後の市場調査   | 検討中                  |       |
| Q5-2 . | 市場調査費用       | 未調査                  |       |
| Q5-3 . | 被害総額概算       | 不明                   |       |
| Q6 .   | 偽装者の素性調査     | 実施していない              |       |
| Q7 .   | 偽装者の行政機関への摘発 | 摘発していない              |       |
| Q8 .   | 偽装発見後の対策     | 検討中                  |       |
|        | 対策の目的        | ブランド保護               |       |
| Q9 .   | 模倣対策の年間予算    | 特になし                 |       |
| Q10 .  | 公的機関に望むもの    | 積極的な調査               |       |

|       | 団体名<br>株式会社  | 模倣・産地偽装対象品<br>お茶 麦茶                     | 被害発生国<br>香港・アメリカ・カナダ |
|-------|--------------|---|----------------------|
| Q1.   | 被害実態         | デザイン模倣                                  |                      |
| Q2.   | 発覚経緯         | 現地にいる日本人からの報告・苦情<br>自社出張時               |                      |
| Q3-1. | 真性品との価格差     | 不明(おそらく安い)                              |                      |
| Q3-2. | 真性品との品質差     | 良くない                                    |                      |
| Q3-3. | 真性品とのその他違い   | 一部デザイン表示                                |                      |
| Q4.   | 被害発生理由への心当たり | あり(当社の商品がよく出回っている)                      |                      |
| Q5-1. | 被害発生後の市場調査   | 実施していない                                 |                      |
| Q5-2. | 市場調査費用       | -                                       |                      |
| Q5-3. | 被害総額概算       | -                                       |                      |
| Q6.   | 偽装者の素性調査     | 実施した                                    |                      |
| Q7.   | 偽装者の行政機関への摘発 | 摘発していない                                 |                      |
| Q8.   | 偽装発見後の対策     | 特に対策は講じていない                             |                      |
|       | 対策の目的        | -                                       |                      |
| Q9.   | 模倣対策の年間予算    | 特になし                                    |                      |
| Q10.  | 公的機関に望むもの    | 相手国・地域行政府への働きかけ<br>現状調査の実施、監視体制のシステムづくり |                      |

|       | 団体名<br>JA全農とっとり | 模倣・産地偽装対象品<br>二十世紀梨                   | 被害発生国<br>台湾 |
|-------|-----------------|---------------------------------------|-------------|
| Q1.   | 被害実態            | 商標権侵害・産地偽装                            |             |
| Q2.   | 発覚経緯            | 現地にいる日本人からの報告・苦情(交流協会)                |             |
| Q3-1. | 真性品との価格差        | 1/2以下                                 |             |
| Q3-2. | 真性品との品質差        | 無記入                                   |             |
| Q3-3. | 真性品とのその他違い      | 韓国産梨を鳥取産と見間違えるように段ボールの産地表示が類似(JA鳥取ひた) |             |
| Q4.   | 被害発生理由への心当たり    | 特になし                                  |             |
| Q5-1. | 被害発生後の市場調査      | 自団体で実施                                |             |
| Q5-2. | 市場調査費用          | 1,000,000円くらい                         |             |
| Q5-3. | 被害総額概算          | 不明                                    |             |
| Q6.   | 偽装者の素性調査        | 実施した                                  |             |
| Q7.   | 偽装者の行政機関への摘発    | 摘発していない(亜東協会に調査依頼)                    |             |
| Q8.   | 偽装発見後の対策        | 鳥取県産果実シールを封入                          |             |
|       | 対策の目的           | ブランド保護                                |             |
| Q9.   | 模倣対策の年間予算       | 50万円以内                                |             |
| Q10.  | 公的機関に望むもの       | 相手国・地域行政府への働きかけ<br>対策予算の補助(シール機等の導入)  |             |

|       | 団体名<br>ブランドおおい輸出促進協議会 | 模倣・産地偽装対象品<br>梨  | 被害発生国<br>台湾 |
|-------|-----------------------|--|-------------|
| Q1.   | 被害実態                  | デザイン模倣   |             |
| Q2.   | 発覚経緯                  | トレードドレス(包装紙および箱 だいたい鳥取県と大分県のデザインが基本となっている)<br>日本からの調査団によって発見(大分県の市場調査) |             |
| Q3-1. | 真性品との価格差              | 本県産と比較して安価   |             |
| Q3-2. | 真性品との品質差              | 劣る   |             |
| Q3-3. | 真性品とのその他違い            | 無記入  |             |
| Q4.   | 被害発生理由への心当たり          | あり(本県の「日田梨」の輸出の歴史は古くブランドとなっている)  |             |
| Q5-1. | 被害発生後の市場調査            | 自団体で実施   |             |
| Q5-2. | 市場調査費用                | 無記入(市場調査と兼ねた)  |             |
| Q5-3. | 被害総額概算                | 無記入  |             |
| Q6.   | 偽装者の素性調査              | 実施していない  |             |
| Q7.   | 偽装者の行政機関への摘発          | 摘発していない  |             |
| Q8.   | 偽装発見後の対策              | 知的財産権の早期取得<br>現地行政府に取締まり強化を依頼  |             |
|       | 対策の目的                 | ブランド保護   |             |
| Q9.   | 模倣対策の年間予算             | 無記入  |             |
| Q10.  | 公的機関に望むもの             | 相手国・地域行政府への働きかけ<br>現状調査の実施、監視体制のシステムづくり                                |             |

## 第2節 中国、台湾の現地調査

### 1. 調査の概要

(1) 調査の目的：中国、台湾の主要都市（北京、上海、広州、台北）において、量的な把握が可能となるような模倣品被害及び産地偽装に関する市場調査を行う。また、模倣品被害、産地偽装の実態の対応手段を検討する。

(2) 調査の方法：日本産の農水産物が取引されているであろう卸売市場、マーケット等を選び、商品名又は産地名に日本と表示のあるもの、日本の地名と思われる表示の付いているものなど、模倣品、産地偽装が疑われるものについて、写真を撮り、記録する。また、可能な限り販売者に商品の産地などの具体的な情報を尋ねる。

(3) 調査対象品目：今回の調査においては、農産物、水産物、お茶を中心に調査を行い、林産物、加工食品、飲料等は原則調査対象とはしない。但し、日本の産地名または商標のただ乗りが疑われるような食品等を発見したときは調査対象とする。

(4) 調査の実施時期：

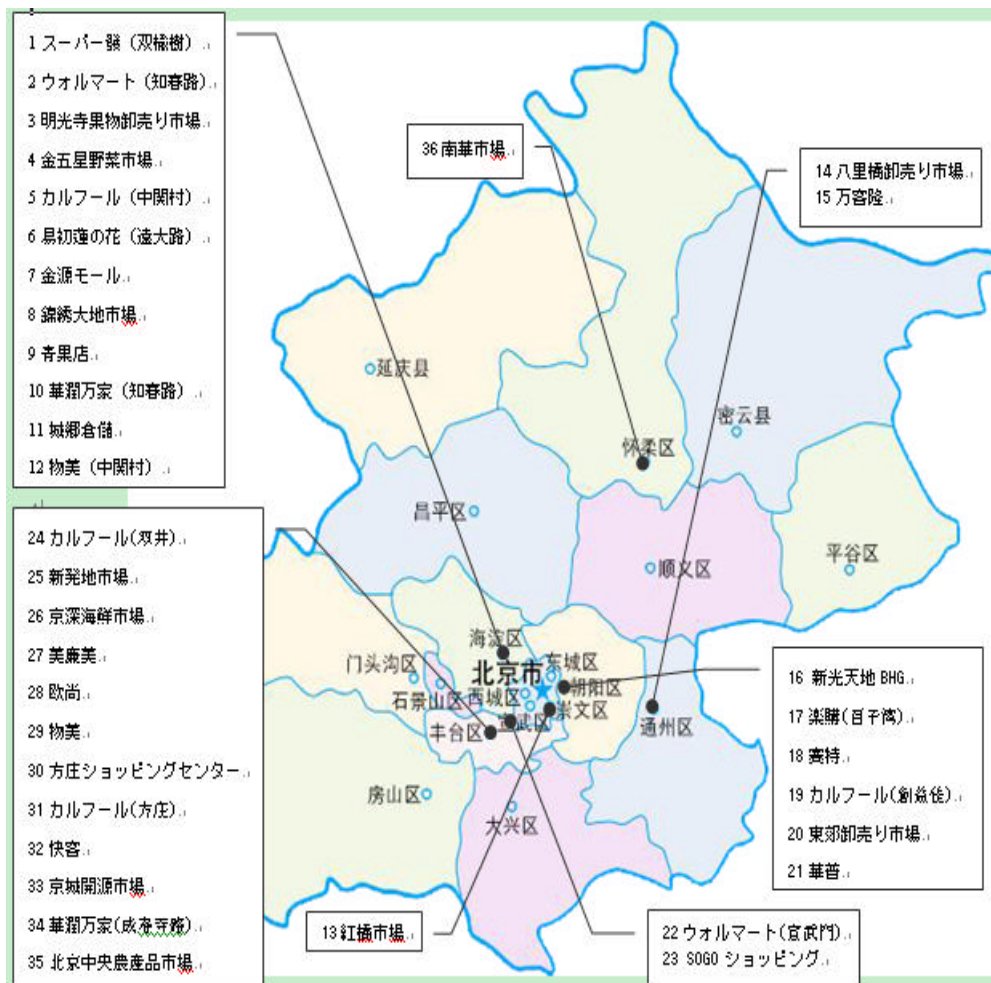
|       |              |
|-------|--------------|
| 北京    | ：10月27 - 31日 |
| 上海、台北 | ：11月3 - 7日   |
| 広州    | ：11月10 - 14日 |

( 1 ) 中国における現地調査

1 . 北京 ( 7 地区 36 市場 ) における調査

調査対象市場

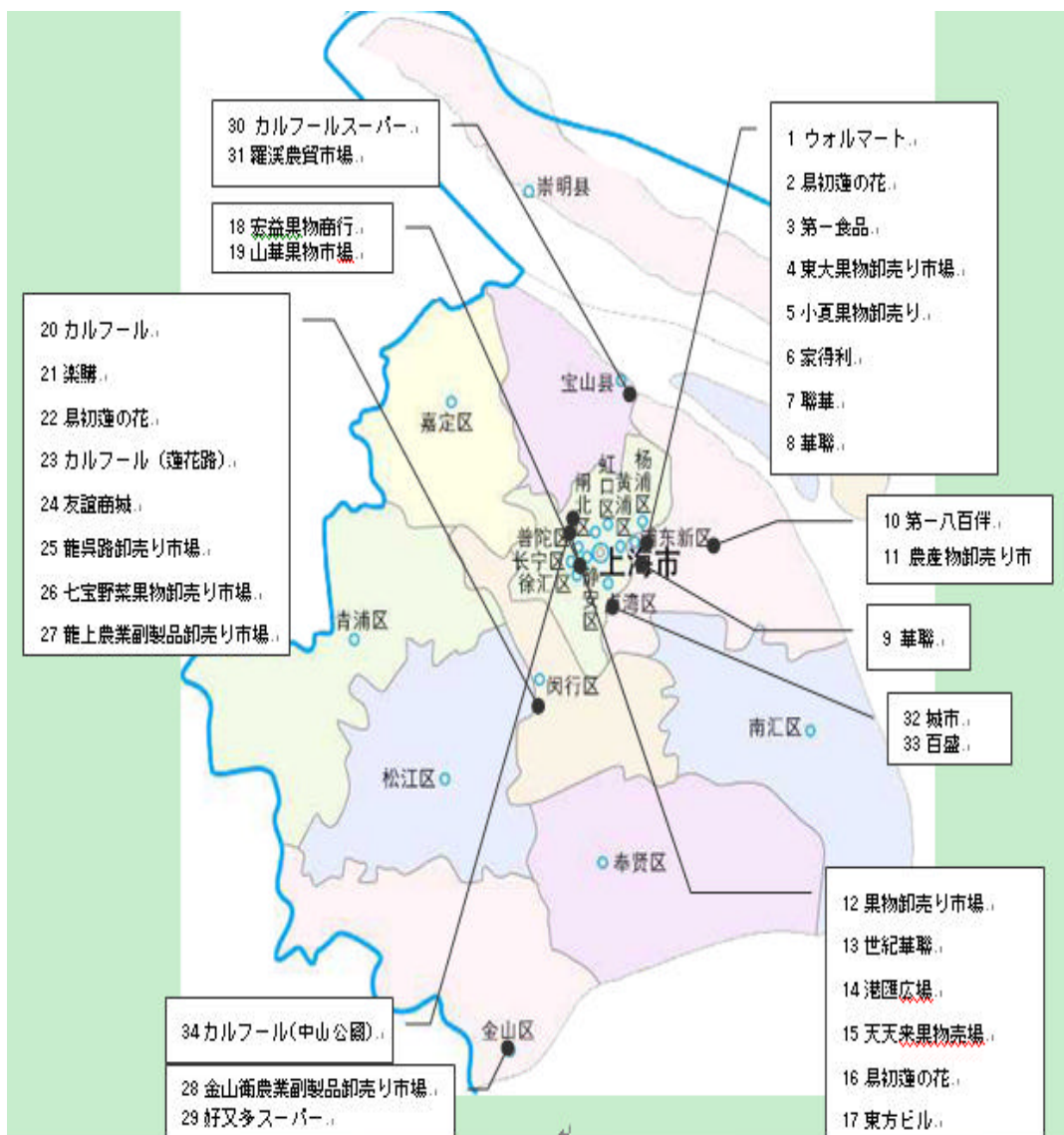
|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| スーパー發スーパー          | カルフルスーパー ( 双井 )    |
| ウォルマートスーパー ( 知春路 ) | 東郊卸売り市場            |
| 明光寺果物卸売り市場         | 華普スーパー             |
| 金五星野菜市場            | ウォルマートスーパー ( 宣武門 ) |
| カルフルスーパー ( 中関村 )   | SOGOショッピング         |
| 易初蓮の花スーパー ( 遠大路 )  | カルフルスーパー ( 創益佳 )   |
| 金源モール              | 新発地市場              |
| 錦綉大地市場             | 京深海鮮市場             |
| 青果店                | 美廉美スーパー            |
| 華潤万家スーパー ( 知春路 )   | 欧尚スーパー             |
| 城郷倉儲スーパー           | 物美スーパー             |
| 物美スーパー ( 中関村 )     | 方庄ショッピングセンター       |
| 紅橋市場               | カルフルスーパー ( 方庄 )    |
| 八里橋卸売り市場           | 快客スーパー             |
| 万客隆スーパー            | 京城開源市場             |
| BHGスーパー            | 華潤万家スーパー ( 成寿寺路 )  |
| 楽購スーパー             | 北京中央農産品市場          |
| 賽特スーパー             | 北京懷柔南華市場           |



## 2. 上海 (10 地区 34 市場) における調査

### 調査対象市場

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 上海ウォルマートスーパー  | 上海宏益果物商行          |
| 上海易初蓮の花スーパー   | 上海山華果物市場          |
| 上海第一食品        | 上海カルフルスーパー        |
| 上海東大果物卸売り市場   | 上海楽購スーパー          |
| 上海小夏果物卸売り     | 上海易初蓮の花スーパー       |
| 上海家得利スーパー     | 上海カルフルスーパー (蓮花路)  |
| 上海聯華スーパー      | 上海友誼商城            |
| 上海華聯スーパー      | 上海龍吳路卸売り市場        |
| ????????????  | 上海七宝野菜果物卸売り市場     |
| 上海第一八百伴       | 上海龍上農業副製品卸売り市場    |
| 上海農産物卸売り市場    | 上海金山衛農業副製品卸売り市場   |
| 上海中山西路果物卸売り市場 | 上海好又多スーパー         |
| 上海世紀華聯スーパー    | 上海カルフルスーパー        |
| 上海港匯広場        | 上海羅溪農貿市場          |
| 上海天天来果物売場     | 上海城市スーパー          |
| 上海易初蓮の花スーパー   | 上海百盛スーパー          |
| 上海東方ビル        | 上海カルフルスーパー (中山公園) |



### 3. 広州（6地区34市場）における調査

#### 調査対象市場

|                |            |
|----------------|------------|
| 広州康王中路カルフルスーパー | 三一国際食品城    |
| 広州友誼デパート       | 沙東西支涌農貿市場  |
| 江南果物卸売り市場      | 時代広場       |
| 華潤万家           | 世貿新天地      |
| 黄浦大道カルフルスーパー   | 市橋農貿市場     |
| 天河城            | 天虹食雑卸売り商城  |
| 広州白曇農貿市場       | 天平日雑       |
| 東旺冷凍品卸売り市場     | 天平果物卸売り市場  |
| 東旺食品市場         | サイ肉菜水産品市場  |
| 広百デパート         | 新光城市広場     |
| 広原中総合市場        | ? 楽スーパー    |
| 広州新大新公司        | 新天誠糧油食品卸売り |
| 広州新源糧油副食品卸売り   | 羊城国際商貿センター |
| 好又多スーパー        | 易初蓮の花スーパー  |
| 麗珀sohoデパート     | 友新ショッピング広場 |
| 美家楽スーパー        | 運城果物卸売り市場  |
| 民潤家誼スーパー       | 正佳広場       |

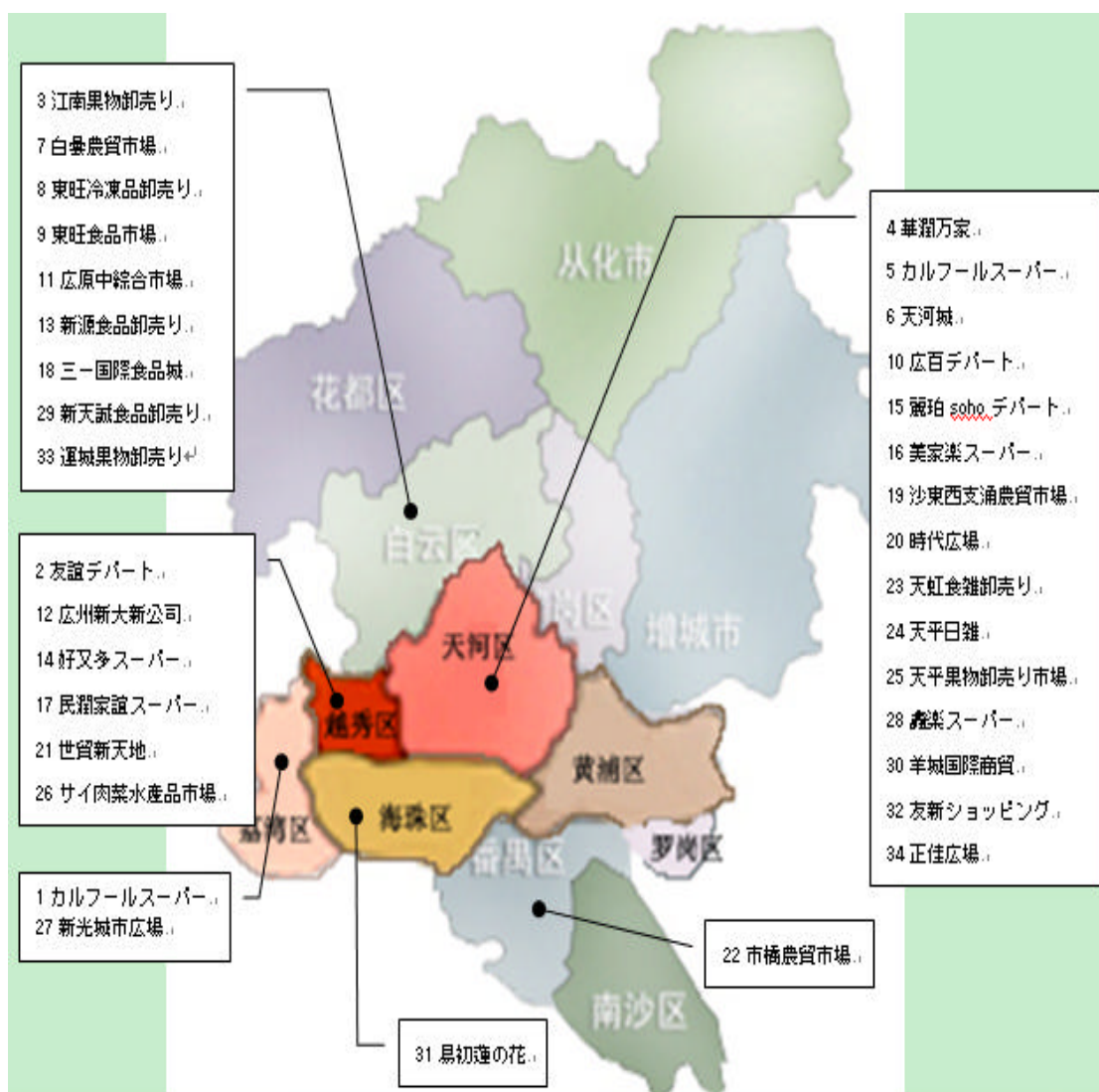




表 3-2-4 調査対象地域毎の日本産品の取扱市場割合

| 市場 | 調査対象市場数 | 日本産品等が見つかった市場 | 割合    |
|----|---------|---------------|-------|
| 北京 | 36      | 10            | 27.8% |
| 上海 | 34      | 19            | 55.9% |
| 広州 | 34      | 3             | 8.8%  |

表 3-2-5 調査対象地域毎の日本産品の作物別割合

|     | 北京  |       | 上海  |       | 広州  |      |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|------|
|     | 市場数 | 割合    | 市場数 | 割合    | 市場数 | 割合   |
| りんご | 3   | 8.3%  | 6   | 17.6% | 1   | 2.9% |
| ナシ  | 0   | 0%    | 4   | 11.8% | 1   | 2.9% |
| 貝類  | 0   | 0%    | 2   | 5.9%  | 1   | 2.9% |
| 魚類  | 1   | 2.8%  | 2   | 5.9%  | 1   | 2.9% |
| 海藻類 | 0   | 0%    | 2   | 5.9%  | 0   | 0.0% |
| コメ  | 6   | 16.7% | 9   | 26.5% | 1   | 3%   |
| 茶   | 3   | 8.3%  | 9   | 26.5% | 2   | 5.9% |

<考察> 中国における現地調査は、北京、上海、広州の3都市で行った。調査を行った市場において、日本産品を取り扱っている市場の割合は、上海の55.9%が最も多く、北京は27.8%、広州は8.8%と、上海で日本産品が活発に販売されている実態が分かる。但し、調査した86市場では、日本産品で模倣、産地偽装を明らかに疑える産品を発見することができなかった。マーケット関係者に聞くと、日本産品は高価であるため、国慶節（10月1日）と春節の前後に良く出回るということで、日本産品の模倣品、産地偽装品もその頃に出ることが多いのではないかとのことであった。なお、「越光、こしひかり」（写真3-1表と裏）、「秋田小町、あきたこまち」と表記した中国産のお米が販売されていた（写真3-2表と裏）。これらの産地は中国と明記しているものの、日本米の有名ブランドにただ乗りしている疑いがある。また、中国産でパッケージや包装に日本語表示での説明書きをしているものが、特に食品売り場で多く見られる。これは、日本産品の品質が高いことを消費者が知っているため、中国の業者が日本語表記を多用し、日本風を装っている。

写真 3-1 表、裏：北京の新光天地 B H G スーパー



写真 3-2 表、裏：カルフルスーパー双井店



(2) 台湾における現地調査

1. 台北(17市場)における調査

調査対象市場

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 第一果菜市场          | 松青(吉林店)      |
| 台北市魚類市場         | 全聯福利中心(朱崙店)  |
| 新光三越(南西店)       | 明曜百貨         |
| 大潤發RT-MART(中崙店) | 愛買(忠孝店)      |
| 頂好WELLCOME(忠孝店) | 遠企購物中心       |
| SOGO(忠孝店)       | 家樂福カルフル(天母店) |
| 微風広場            | 大葉高島屋        |
| 第二果菜市场          | 好市多コストコ(内湖店) |
| 迪化街             |              |



## 2. 調査結果

台北における現地調査の結果を表 3-2-6 に示す。全調査対象 17 市場のすべての市場で日本産品を取り扱っていた。それらの市場と発見された品種を表 3-2-7 に示す。

表 3-2-6 台北において日本産品が発見された市場とその商品

| 台北                | 林檎 | 梨 | 葡萄 | 蜜柑 | 柿 | シメジ | 長いも | 薩摩芋 | 玉葱 | ユリ根 | 大根 | 人参 | 貝 | 魚 | 海藻 | なまこ | コメ | 緑茶 | その他       |
|-------------------|----|---|----|----|---|-----|-----|-----|----|-----|----|----|---|---|----|-----|----|----|-----------|
| ??????            |    |   |    |    |   |     |     | x   |    |     | x  | x  | x | x | x  | x   | x  | x  | x         |
| ??????            | x  | x | x  | x  | x | x   | x   | x   | x  | x   | x  | x  |   | x | x  | x   | x  | x  | x         |
| 新光三越(南西店)         |    |   | x  |    |   | x   | x   |     | x  | x   |    | x  |   | x |    | x   |    |    | 肉、白菜      |
| 大潤發RT-MART (中? 店) |    |   | x  | x  | x | x   |     | x   | x  | x   | x  | x  | x | x |    | x   |    | x  | x         |
| 頂好WELLCOME(忠孝店)   |    |   | x  |    | x | x   |     | x   | x  | x   | x  | x  | x | x | x  | x   | x  | x  | x         |
| SOGO(忠孝店)         |    |   | x  |    |   | x   | x   | x   | x  | x   | x  | x  | x |   |    | x   |    |    | 蒟蒻        |
| 微風広場              | x  | x | x  | x  | x | x   | x   | x   | x  | x   |    | x  |   |   |    | x   |    |    | みずな、ほうれん草 |
| 第二????            |    |   | x  | x  |   | x   |     |     |    |     |    |    |   |   | x  | x   | x  | x  | キウイ       |
| ???               | x  | x | x  | x  | x | x   | x   | x   | x  | x   | x  | x  |   |   |    |     | x  | x  | x         |
| 松青(吉林店)           |    | x | x  | x  | x | x   |     | x   | x  | x   |    | x  | x |   | x  | x   |    |    | 牛乳        |
| 全聯福利中心(朱? 店)      |    | x | x  | x  | x | x   | x   | x   | x  | x   | x  | x  | x | x | x  | x   | x  | x  | ケルブの芽     |
| 明曜百貨              | x  | x | x  | x  | x | x   |     | x   | x  |     | x  | x  | x |   | x  | x   |    | x  | x         |
| 愛買(忠孝店)           |    | x | x  | x  | x | x   | x   | x   | x  | x   | x  | x  | x |   |    | x   |    | x  | 焼き海苔      |
| 遠企購物中心            |    |   | x  |    | x | x   |     | x   |    | x   | x  | x  |   | x |    | x   |    | x  | メロン、かぼちゃ  |
| ??? カルフル(天母店)     | x  | x | x  | x  | x | x   |     | x   | x  | x   | x  | x  | x |   | x  | x   | x  | x  | x         |
| 大葉高島屋             |    |   | x  | x  |   | x   | x   |     | x  | x   |    |    |   | x |    | x   |    |    | なす、メロン    |
| 好市多コストコ(内湖店)      | x  | x | x  | x  | x | x   |     | x   | x  | x   | x  | x  |   | x | x  | x   |    | x  | x         |

表 3-2-7 全調査対象市場のうち日本産品の取扱市場の割合

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| りんご   | 11 | 64.7% |
| ナシ    | 8  | 47.1% |
| ブドウ   | 1  | 5.9%  |
| みかん   | 5  | 29.4% |
| 柿     | 5  | 29.4% |
| シメジ   | 1  | 5.9%  |
| 長いも   | 9  | 52.9% |
| さつまいも | 3  | 17.6% |
| タマネギ  | 3  | 17.6% |
| ユリ根   | 3  | 17.6% |
| 大根    | 5  | 29.4% |
| 人参    | 2  | 11.8% |
| 貝     | 8  | 47.1% |
| 魚     | 8  | 47.1% |
| 海藻    | 8  | 47.1% |
| なまこ   | 1  | 5.9%  |
| コメ    | 10 | 58.8% |
| 緑茶    | 5  | 29.4% |

<考察> 台湾の現地調査では、台湾は中国に比べて日本からの輸出品目も多くあるため、市場でも多くの日本産品が見られた。特に多く見られたりんご、コメ、長いもでは、明らかに産地偽装や模倣が疑われるものは見つからなかったが、ナシ、ホタテ貝柱、肉類、魚類、海藻類で模倣や日本産と誤認を惹起させると思料されるものが見つかった。これらの中には日本の地名が持つブランド力にただ乗りしているように思えるものも幾つか見つかった。

台湾では、日本の地名ブランドや日本産を惹起させる意図で日本の地名を騙り、いわゆる“日本＝高級＝よく売れる”という構図を利用したと思料されるものや、日本産の品質の高さや安全性に便乗し日本産を騙っていると思料されるものが見つかった。台湾産の食品等でも日本語表記がパッケージや包装のブランド名や説明書きとして多く見られるが、これらも日本を想起させ、“日本＝高級＝よく売れる”に便乗したものと思料される。

### (3) 侵害の実態

今回の調査で発見された疑わしい産品は、その形態から3つのグループに分けられる。

日本の高級ブランド、日本ブランドを模倣している

- + 大分県産「日田梨」
- + 株式会社ヤマジン（大分県）の「関の鮮」さば  
産地偽装

- + 北海道産「ホタテ貝柱」
- + 日本産として販売されているニンジンとタマネギ

日本（地名、商標）ブランドのただ乗り

- + 「松阪」と表示している台湾産の豚肉
- + 「北海道」と表示している台湾産の牛乳
- + 「信州」と表示しているラーメン（素麺か蕎麦に見える）
- + 「信州」と表示している蒟蒻豆腐
- + 有限会社クリエイティブコンパス（北海道）の「熊出没注意」を台湾で  
商標登録して「焼きのり」に使用

台湾：日本ブランドの模倣が疑われる（大分県）「日田梨」の例

写真 3-3-1 日田梨の偽装包装



写真 3-3-2 偽装包装紙で作業中



（写真 3-3-1, 3-3-2 は大分県提供）

写真 3-3-3 日田梨の偽装が疑われる包装紙



（写真 3-3-3, 3-3-4 は第二果菜市场で撮影）

写真 3-3-4 本物の日田梨の包装紙



<実態> 写真 3-3-1 は、大分県により偽装包装紙と断定されたもので、真ん中に「雪梨」、下部に「品賞季を通して日田の梨」日本文として意味不明な記載が見られる。写真 3-3-3 は、今回の調査で見つかった疑わしいもので、真ん中に「新高」「福岡共撰」、下部に「四季を通して日田の梨」と、本物（写真 3-3-4）の日田梨に似させているものの、日田は大分県にあり、「福岡共撰」は明らかにおかしく、また本物にある「新高」上部の「第 29 回天皇杯受賞」がない。

<対策> このような包装使用は、商品産地の標示不実で虚偽表示に該当するものであるため、「公正取引法」第21条第1項又は「商品標示法」第6条の規定に違反すると思料さ

れる。そのため、状況により次のような対抗が検討できる。 警告状の発送、 公正取引委員会に検挙、 裁判所に民・刑事訴訟を提起する。

(公平交易法第21条：虚偽の記載又は広告)

「事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限(賞味期限)、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない。」

(商品標示法第6条)

「商品標示は下記のような事情をしなければならない。

- 一、虚偽不実若しくは錯誤を招く。
- 二、法律による強制若しくは禁止する規定を違反する。
- 三、公共の秩序若しくは善良な風習を背く。」

台湾：日本ブランドの模倣が疑われる（大分県）「関の鮮」さばの例

写真 3-3-5

偽装が疑われるもの



（明曜百貨で撮影）

写真 3-3-6

大分県の生産者のもの



（株式会社ヤマジン提供）

<実態> 写真 3-3-6 の「関の鮮」は大分県の株式会社ヤマジンが 2004 年 6 月に日本特許庁に出願し、2005 年 2 月に登録を受けている商標であるが、写真 3-3-5 の偽装が疑われるものと比べると「豊後こだわりの逸品 関の鮮さば」が殆ど同一で、最後の「ヤマジン」と「カシヨ」が異なるのみで、全体的なイメージも極めて似ている。台湾の「関の鮮さば」の生産者は次のように判明した。

社 名：戎的魚店有限公司

統一番号：70418633

資 本 額：新台幣 1,000,000 元

登記住所：高雄市楠梓区清平街 20 之 1 号 5 階

責 任 者：王佳玲

設立期日：2001.01.10

また、戎的魚店有限公司は、台湾において 2008 年 9 月 2 日付けで「関の鮮」の商標出願をしたことも判明した。

出願商標の詳細：

出願.NO.097041099

商標名称：「関の鮮」

類 別：第29類

指定商品：水産物(生きているものを除く)、魚製品、さば等

出 願 日：2008.09.02

出 願 人：台湾系・戎的魚店有限公司

< 対応策 > 登録公告が出た時点で、異議申立を提起することが検討できる。この場合は、商標法第 23 条第 1 項第 12 号という不登録事由を根拠にして、異議申立をすることとなる。一方、現在正式に採用されていないが、情報提供という手段を用い、当該商標の登録を阻止することも一案である。この場合は、審査官の職権により判断するものであり、有効性については予断を許さないが、情報提供により登録を阻止した前例はある。商標法第 23 条第 1 項第 12 号という不登録事由を根拠にして「関の鮮」商標の著名性を立証するために、第三者登録商標の出願日よりも 2～3 年前からそれら商標が台湾、日本および諸外国で頻繁に使われて有名である事実を立証できる使用証拠を大量に提出する必要がある。例えば；

- 一．当該商標の日本および諸外国での登録資料
- 二．販売実績、年間売上、市場シェア
- 三．台湾、日本および諸外国での新聞、雑誌における宣伝広告（年月日が明記してあること）、宣伝費用
- 四．台湾または海外における販売拠点リスト、写真など
- 五．当該商標の掲載された商品カタログ（中国語が望ましい）
- 六．会社案内
- 七．日本著名商標集
- 八．商標の考案経緯
- 九．当該商標を付した商品の消費市場、関連事業者の評価、商品売上高の順位、広告高の順位等の資料

また、相手方との取引・代理店等の関係があれば、通信記録、契約書等の証拠資料コピーの提出により、商標法第 23 条第 1 項 14 号の不登録事由を併せて主張することができる。

（商標法第 23 条第 1 項第 12 号）

「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を諸維持させる虞があり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせる虞があるものは、商標登録を受けることができない。」

（商標法第 23 条第 1 項第 14 条）

「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」

台湾：産地偽装が疑われる（北海道）「ホタテ貝柱」の例

写真 3-3-7 北海道オホーツク海産（表） 写真 3-3-8 産地名未記載（表）



写真 3-3-7 の裏

写真 3-3-8 の裏



（写真 3-3-7 は第二果菜市场, 写真 3-3-8 は台北市魚類市場で撮影）

< 実態 > 写真 3-3-7 は、「北海道オホーツク海産」の帆立貝柱で、製造者が「海嶮漁業協同組合」となっている。「海嶮漁業協同組合」という漁協は存在しないため日本産を装っている疑いが高い。写真 3-3-8 は、産地名未記載のほたて貝柱で、販売業者も産地は知らない、とのことであった。価格も 1 箱 220 台湾ドル（1 台湾ドル = 約 3 円）で、北海道漁連のシールを貼った本物の北海道産と思われるものの約半額であった。

< 対策 > このようなパッケージは商品産地の標示不実で虚偽表示に該当するものであるため、「公平交易法」第 21 条（虚偽の記載又は広告）又は「商品標示法」第 6 条（虚偽不実または錯誤）の規定に違反すると思料される。そのため、状況により次のような対抗が検討できる。警告状の発送、公正取引委員会に検挙、裁判所に民・刑事訴訟を提起する。

台湾：産地偽装が疑われる（北海道産）「タマネギ」の例

写真：3-3-9



写真：3-3-10



(第二果菜市場で撮影：タマネギの入った箱とその中身)

<実態> 写真 3-3-9、3-3-10 は、第二果菜市場で発見した北見 F1 のダンボール箱(写真 1)とそのダンボール箱から出して販売されていたタマネギ(写真 2)である。北海道産の「日本洋葱」として 1 箱 20Kg450 台湾ドル(1 台湾ドル=約 3 円)で売られていた。生産地に確認したところ、台湾で同じデザインのダンボール箱を作るのは難しいと思われるため、ダンボール箱は本物であろうとの心証を得た。市場の販売員によると、日本産タマネギの価格はもう少し高く、販売しているタマネギは中国産であるとのことだった。市場では毎日早朝にその日の売り手の価格により卸され、売り手、問屋または輸入業者は常に異なり、それぞれ誰なのかははっきりせず、輸入経路、箱の出所等についての情報の入手は出来なかった。

<対策> このような産地表示が偽装であれば、商品産地の標示不実で虚偽表示に該当するものであるため、「公平交易法」第21条（虚偽の記載又は広告）又は「商品標示法」第6条（虚偽不実または錯誤）の規定に違反すると思料される。そのため、状況により次のような対抗が検討できる。警告状の発送、公正取引委員会に検挙、裁判所に民・刑事訴訟を提起する。

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる（三重県）「松阪霜降豚肉」の例

写真 3-3-12 松阪（板）霜降豚肉



（新光三越で撮影）

<実態> 写真 3-3-12 は、新光三越の食品売り場で発見した日本の「松阪」に便乗していると思料される豚肉で、値段のシールには「松阪霜降豚肉」と記載があり、赤いシールには「松板霜降豚肉」と記載されている。中国語では「阪」も「板」も同じ発音であるために使用していると思われる。最近中国でも、「松板」の商標公告が肉の分類でなされており、松阪市が異議を検討中である。なお、販売業者は、「豚のほほ肉で貴重な部位であり、肉の差し具合が松阪牛に似ているので「松阪（板）豚肉」として売っている、と言っている。また、新光三越では昨年、豪州産の牛肉に「松阪和牛」として販売し、問題となったこともある。未だ、市場や焼肉店等業界で「松阪豚」を商品名として使用しているところが散見される。

<対策> 「松阪」という日本の産地ブランドへのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があると思料される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条（虚偽の記載又は広告）での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

また、「松阪」は日本の都市名であり、実際に商標とすべき顕著性が具えず、登録出願する必要がないと思料されるが、他人の無断使用を禁止し、又は権利を保護するためには、松阪市又は生産団体の名義による「松阪」を「証明商標」又は「団体商標」として登録出願することが検討できる。前者は他人が製造した商品の品質・産地等を認証して使用する商標であり、後者はある協同組合や団体の会員に使用させる商標であり、それらの登録出願条件は異なっている。

（商標法第 72 条第 1 項：証明商標）

「標章をもって他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、産地又はその他の事項を証明するために、その標章を専用しようとするものは、証明商標の登録を出願しなければならない。」

(商標法第 73 条：証明商標の使用)

「証明商標の使用とは、証明商標権者が他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、産地又はその他の事項の意思表示を証明するために、その商品又は役務に関連する物品又は書類に当該証明商標の標示に同意することをいう。」

(商標法第 76 条第 1 項：団体商標)

「法人資格を有する組合、協会又はその他の団体が、当該団体の構成員が提供する商品又は役務を表彰し、他人の提供する商品又は役務と区別するために標章を専用しようとするものは、団体商標の登録を出願することができる。」

(商標法第 77 条：団体商標の使用)

「団体商標の使用とは、団体構成員が提供する商品又は役務を表彰するために、団体構成員が団体商標を商品又は役務について使用し、他人の商品又は役務と区別することをいう。」

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる「北海道」と表示のある台湾産牛乳の例

写真 3-3-13 北海道と記載のある牛乳



(大潤発 (RT-MART) で撮影)

<実態> 写真 3-3-13 は、「佳格食品股? 有限公司」の「福樂鮮? 」で、商品名に「福樂一番鮮北海道特極鮮乳」と「北海道」の文字を含むものがある。同社サービスセンターによると、美味しいと言われる北海道牛乳について研究し、北海道乳牛の牧畜技術を採用したので北海道という文字を商品名に入れている、とのことである。なお、中身は台湾乳牛から搾乳したものとの回答も得た。

<対策> 日本の地名が表記されており、産地名へのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があり、商品表示上の問題が指摘される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条（虚偽の記載又は広告）での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる「信州はうれん草ラーメン」の例

写真 3-3-14 信州はうれん草ラーメン

表



裏



(明曜百貨で撮影)

<実態> 写真 3-3-14 は、韓国のマソモス製菓の「信州はうれん草ラーメン」であるが、見た目は素麺、パッケージの写真は緑色の蕎麦で、写真の裏面には、蕎麦の調理方法と「新鮮するめ・が美味しさの決め手」と意味不明な説明が日本語でなされている。マソモス製菓の住所は、ソウル特別市松？ 区可楽本洞と記載されている。

<対策> 日本の地名が表記されており、産地名へのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があり、商品表示上の問題が指摘される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条（虚偽の記載又は広告）での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

台湾：日本の地名ただ乗りが疑われる「信州蒟蒻豆腐」の例

写真 3-3-15 信州蒟蒻豆腐



( SOGO(忠孝店)で撮影 )

<実態> 写真 3-3-15 は、SOGO(忠孝店) で見つけた香港産の「信州蒟蒻豆腐」で、製造元は香港の業者、輸入元は台湾の稲森食品有限公司、ライセンサーは福岡県粕屋郡大字尾仲 392-2 の株式会社稲森食品となっている。現在、福岡県にはその住所はなく、福岡県糟屋郡篠栗町尾仲となっている。この辺りで株式会社稲森食品の電話番号を 104 で尋ねると、そのような企業は見つからなかった。一方、台湾の輸入元は、ホームページ ( [www.inamorifoods.com](http://www.inamorifoods.com) ) を開設しており、こんにやくを販売している様子が窺えるが、何度か電話しても応答はなかった。

<対策> 日本の地名が表記されており、産地名へのただ乗りが疑われるものである。これは、消費者に産地の誤認混同を起こす虞があり、商品表示上の問題が指摘される。このことから、産地等の誤認混同を理由に、公平交易法第 21 条 ( 虚偽の記載又は広告 ) での対抗が考えられ、当該地名の使用の差し止めを、公正取引委員会に訴えることができる。但し、過去の経験からは、一般的にこのような表示を取り締まるのは困難である場合が多い。

台湾：日本の商標ただ乗りが疑われる「熊出没注意」の焼きのりの例

写真 3-3-16 「熊出没注意」の焼きのり



(愛買(忠孝店)で撮影)

<実態> 写真 3-3-16 は、日本の商標のただ乗りが疑われるもので、「熊出没注意」は、北海道の有限会社クリエイティブコンパスが1998年から2002年にかけて日本国特許庁に商標出願し、登録を受けている。具体的な権利範囲は、「熊出没注意」の文字商標が16類（紙製品、事務用品等）、18類（革製品等）、21類（家庭用器具、化粧用具等）、24類（織物等）、25類（被服、履物等）、30類（加工した植物性の食品等）で、「熊出没注意」の文字と熊が吼えている図形との結合商標が、16類、25類、32類（アルコールを含有しない飲料、ビール等）、33類（ビールを除くアルコール飲料）となっている。一方、台湾でも「熊出没注意」の文字商標が30類で、「熊出没注意」の文字と熊が吼えている図形との結合商標が16類、25類、29類（動物性の食品、加工した野菜等）、30類、32類、33類、35類（公告、事業の管理等）で2006年から2008年にかけて登録されている（出願中が2件）。クリエイティブコンパスの結合商標の商標イメージを図 3-3-17 に示す。

図 3-3-17 日本の登録商標



<対策> 「熊出没注意」、「熊出没注意」と熊図形の結合商標は、台湾において既に商標登録されているが、日本の商標と同一および極めて類似しているため、台湾、日本および諸外国における著名性に基づいて公衆に誤信および著名商標の希釈という不登録事由（商標法第23条第1項第12号）を根拠に、知的財産局に無効審判を請求することができる。

商標の著名性を立証するために、第三者登録商標の出願日よりも2～3年前からそれら商標が台湾、日本および諸外国で頻繁に使われて有名である事実を立証できる使用証拠を大量に提出する必要がある。例えば；

- 一．当該商標の日本および諸外国での登録資料
- 二．販売実績、年間売上、市場シェア
- 三．台湾、日本および諸外国での新聞、雑誌における宣伝広告（年月日が明記してあること）、宣伝費用
- 四．台湾または海外における販売拠点リスト、写真など
- 五．当該商標の掲載された商品カタログ（中国語が望ましい）
- 六．会社案内
- 七．日本著名商標集
- 八．商標の考案経緯
- 九．当該商標を付した商品の消費市場、関連事業者の評価、商品売上高の順位、広告高の順位等の資料

なお、無効審判請求の審理期間は、両方当事者の答弁状況及び理由補充回数による異なるが、通常約9～12ヶ月以上を要する。

また、相手方との取引・代理店等の関係があれば、通信記録、契約書等の証拠資料コピーの提出により、商標法第23条第1項14号の不登録事由を併せて主張することができる。

(商標法第23条第1項第12号)

「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を諸維持させる虞があり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせる虞があるものは、商標登録を受けることができない。」

(商標法第23条第1項第14条)

「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」